

令和元年第6回大山町教育委員会

招集年月日 令和元年5月29日(水) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	池嶋順子	3番	兎山洋美
4番	金田吉人				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言(午前 時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定
自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町立学校給食センター管理運営規則の一部を
改正する規則について

日程第 4 議案第 2 号 大山町部活動の在り方に関する方針について

日程第 5 議案第 3 号 大山町部活動指導員設置要綱の制定について

日程第 6 議案第 4 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和元年6月 日() 午 時 分

5. 閉会宣言(午前 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
4 月 26 日	金	第1回大山町人権・同和教育連絡協議会、平成31年度施策調整会議(教育委員会)
5 月 7 日	火	地区進出学習会開講式(中山小)
8 日	水	六長合同会議
9 日	木	全国町村教育委員会教育長会定期総会・研究大会(東京～10日)
10 日	金	管理職会議
11 日	土	自然観察指導員講習会(とやま旅館)、西伯郡小学校PTA総会(名和小)、西伯郡中学校PTA総会(米子市)
12 日	日	名和マラソンフェスタ2019
13 日	月	中山小学校5年「大山研修」講師
14 日	火	保・小・中学校教育課程等ヒアリング(名和公民館)
15 日	水	春みつけ講師(中山みどりの森)、西部町村社会教育協議会総会(日野町)
17 日	金	通級指導教室検討会、大山・名和 学校給食運営審議会(大山中)、西部地区町村教育委員会連絡協議会役員会(名和公民館)、不登校自宅学習支援事業説明(教育センター長等来室)、大山町スポーツ少年団役員会(名和公)
20 日	月	計画訪問(大山中)
21 日	火	ことぶき学級開講式(大山青年の家)、学校事務共同実施協議会(名和公民館)、大山町教育振興会議(名和公)
22 日	水	全国行政相談連合協会表彰(水明荘)、テメキュラ市社会人訪問団来町(～26日)
23 日	木	大山カレッジ理科講師、青少年育成指導委員会辞令交付式
24 日	金	大山保育所遠足講師、テメキュラフレンドシップパーティー
25 日	土	町内4小学校運動会
27 日	月	西部町村教育委員会連絡協議会定期総会(大山農村環境改善センター)
28 日	火	町立図書館・学校図書館連絡会議(名和公民館)
29 日	水	定例教育委員会

今 後 の 予 定

30 日	木	西部地区租税教育推進協議会(米子市)
31 日	金	社会教育委員・公民館運営審議会委員合同研修会、人権セミナー(人権交流センター)、襄陽郡訪問団来町(～6月2日、歓迎会1日)

6月1日(土) 大山夏山開き祭前夜祭(たいまつ行列)

6月3日(月) 町内小中学校初任者研修会講師

議案第1号

大山町立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則について

大山町立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年5月29日

大山町教育長 鷲見 寛幸

大山町立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

大山町立学校給食センター管理運営規則(平成17年大山町教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号に改め、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改正後	改正前
(職員) 第2条 条例第3条に規定する給食センター職員は、次のとおりとする。 (1) 所長 (2) 所長補佐 (3) <u>主幹</u> (4) <u>運転手</u> (5) <u>栄養士</u> (6) <u>調理員</u>	(職員) 第2条 条例第3条に規定する給食センター職員は、次のとおりとする。 (1) 所長 (2) 所長補佐 (新設) (3) <u>運転手</u> (4) <u>栄養士</u> (5) <u>調理員</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第2号

大山町部活動の在り方に関する方針について

大山町部活動の在り方に関する方針を次のように定める。

令和元年5月29日

大山町教育長 鷺見 寛幸

記

1. 別紙のとおり

議案第3号

大山町部活動指導員設置要綱の制定について

大山町部活動指導員設置要綱を次のように制定する。

令和元年5月29日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町部活動指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動を担当する教職員への教育的支援及び、部活動の質的向上を図るため、大山町立中学校（以下「中学校」という。）に部活動指導員を配置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 部活動指導員は、専門的な知識、技能を有し、かつ学校教育に十分な理解を有する者のうちから、任用を希望する中学校の校長の推薦により、教育委員会が任命する。

(任期)

第3条 部活動指導員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。年度の途中で任用された者については、任用した日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 部活動指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 専門技術に関する指導
- (2) 学校外（大会・練習試合等）の引率
- (3) 生徒指導に係る対応
- (4) 部活動の管理・運営（指導計画や練習計画の作成を含む）
- (5) 事故発生時の対応
- (6) その他、校長が認める業務

(服務)

第5条 部活動指導員は、その職務の遂行に当たっては、校長の監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

- 2 部活動指導員は、その職の信用を傷つけ、不名誉となる行為をしてはならない。
- 3 部活動指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退い

た後も同様とする。

(解職)

第6条 教育委員会は、部活動指導員が次のいずれかに該当する場合は、これを解職することができる。

- (1) 心身の故障により、その職務に耐えられないとき
- (2) 職務の遂行に必要な適正を欠くとき
- (3) 前条の服務上の規定に違反したとき
- (4) 指導員の任用を継続することが困難となったとき

(勤務条件)

第7条 部活動指導員の勤務は、1週当たり6時間以内とし、年間210時間以内とする。

ただし、校長が特に必要と認めるときは、1週当たり6時間を超えて勤務することができる。

2 部活動指導員の報酬は、予算の範囲内で別に定める額を支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部活動指導員の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

議案第 4 号

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例（案）を大山町議会に提出する。

令和元年 5 月 29 日

大山町教育長 鷺見 寛 幸

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（公共建物一時使用条例の一部改正）

第1条 大山町公共建物一時使用条例(平成17年大山町条例第66号)を次のように改める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
(使用の条件) 第1条 本町公共建物等は、町長若しくは教育委員会より委任を受けた者(以下「管理者」という。)の主催する諸会合又は行事に使用するほか、管理者において支障がないと認めた場合に限り、諸団体の会合行事その他に使用させることができる。 2～3 略 (使用料) 第5条 使用者は、次の基準により使用料を納入しなければならない。ただし、町長、教育委員会において公共のため必要であると認めた場合においては、免除し、又は減額することができる。 (1) 公民館 1回につき <u>1,100円</u> (2) 学校教室 1回につき <u>220円</u> (3) 学校体育館 1回につき <u>880円</u> (4) 運動場 1回につき <u>550円</u> (5) その他 1回につき <u>1,100円</u> 2 略	(使用の条件) 第1条 本町公共建物等は、町長若しくは教育委員会より委任を受けた者(以下「管理者」という。)の主催する諸会合又は行事に使用するほか、管理者において支障がないと認めた場合に限り、諸団体の会合行事その他に使用させることができる。 2～3 略 (使用料) 第5条 使用者は、次の基準により使用料を納入しなければならない。ただし、町長、教育委員会において公共のため必要であると認めた場合においては、免除し、又は減額することができる。 (1) 公民館 1回につき <u>1,080円</u> (2) 学校教室 1回につき <u>210円</u> (3) 学校体育館 1回につき <u>860円</u> (4) 運動場 1回につき <u>540円</u> (5) その他 1回につき <u>1,080円</u> 2 略

（大山町立学校施設使用条例の一部改正）

第2条 大山町立学校施設使用条例(平成17年大山町条例第84号)を次のように改正する。

大会議室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	<u>110円</u>
第1研修室 (和室)	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	<u>110円</u>
第2研修室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	<u>110円</u>
第3研修室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	<u>110円</u>
小会議室	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>770円</u>	<u>110円</u>
調理実習室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	<u>110円</u>

名和公民館

室名	使用料			冷暖房 1時間 当たり
	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	
第1会議室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	<u>110円</u>
第2会議室	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>770円</u>	<u>110円</u>
第1研修室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	<u>110円</u>
第2研修室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	<u>110円</u>
第3研修室	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>770円</u>	<u>110円</u>
視聴覚室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	<u>110円</u>
第3会議室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	<u>110円</u>

大山公民館

室名	使用料			冷暖房 1時間 当たり
	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	
大会議室 (講堂)	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	<u>110円</u>
第1研修室 (和室)	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	<u>110円</u>
第2研修室 (和室)	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	<u>110円</u>
第1会議室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	<u>110円</u>
第2会議室	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>770円</u>	<u>110円</u>
第3研修室 (和室)	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>770円</u>	<u>110円</u>
第3会議室	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>770円</u>	<u>110円</u>
第4研修室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	<u>110円</u>
小会議室 青年研修室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	<u>110円</u>

大会議室	1,080円	1,080円	1,620円	100円
第1研修室 (和室)	1,080円	1,080円	1,620円	100円
第2研修室	750円	750円	1,080円	100円
第3研修室	750円	750円	1,080円	100円
小会議室	540円	540円	750円	100円
調理実習室	1,080円	1,080円	1,620円	100円

名和公民館

室名	使用料		
	9:00～13:00	13:00～17:00	17:00～22:00
第1会議室	1,080円	1,080円	1,620円
第2会議室	540円	540円	750円
第1研修室	750円	750円	1,080円
第2研修室	750円	750円	1,080円
第3研修室	540円	540円	750円
視聴覚室	1,080円	1,080円	1,620円
第3会議室	1,080円	1,080円	1,620円

大山公民館

室名	使用料			冷暖房 1時間 当たり
	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	
大会議室 (講堂)	1,080円	1,080円	1,620円	100円
第1研修室 (和室)	750円	750円	1,080円	100円
第2研修室 (和室)	750円	750円	1,080円	100円
第1会議室	750円	750円	1,080円	100円
第2会議室	540円	540円	750円	100円
第3研修室 (和室)	540円	540円	750円	100円
第3会議室	540円	540円	750円	100円
第4研修室	750円	750円	1,080円	100円
小会議室 青年研修室	750円	750円	1,080円	100円

(大山町社会体育施設条例の一部改正)

第4条 大山町社会体育施設条例(平成17年大山町条例第92号)を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後

改正前

別表第2(第5条関係)

別表第2(第5条関係)

社会体育施設使用料

社会体育施設使用料

施設名	単位	使用者の区分		
		町内	町外	混合
大山町中山運動場	1時間につき	無料	550円	270円
大山町中山野球場	1時間につき	無料	1,100円	820円
大山町名和総合運動公園野球場	1時間につき	840円	2,120円	1,590円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき	5,230円	10,470円	7,850円
〃 陸上競技場(専用使用)	1時間につき	410円	840円	630円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき	630円	1,050円	840円
〃 テニスコート	1時間につき(1コート)	320円	630円	520円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき(1コート)	320円	520円	410円
大山町大山グラウンド	1時間につき	無料	550円	270円
大山町高麗運動場	1時間につき	無料	550円	270円
大山町大山野球場	1時間につき	550円	1,100円	820円
夜間照明施設	1時間につき	5,230円	10,470円	7,850円
大山町大山武道館(全面)	1時間につき	160円	320円	240円
〃 (半面)	1時間につき	80円	160円	120円
〃 照明施設	1時間につき	220円	220円	220円
大山町赤松体育館アリーナ(全面)	1時間につき	160円	320円	240円
〃 (半面)	1時間につき	80円	160円	120円
〃 照明施設	1時間につき	220円	220円	220円

施設名	単位	使用者の区分		
		町内	町外	混合
大山町中山運動場	1時間につき	無料	540円	270円
大山町中山野球場	1時間につき	無料	1,080円	810円
大山町名和総合運動公園野球場	1時間につき	830円	2,080円	1,560円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき	5,140円	10,280円	7,710円
〃 陸上競技場(専用使用)	1時間につき	410円	830円	620円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき	620円	1,030円	830円
〃 テニスコート	1時間につき(1コート)	320円	620円	510円
〃 〃 夜間照明施設	1時間につき(1コート)	320円	510円	410円
大山町大山グラウンド	1時間につき	無料	540円	270円
大山町高麗運動場	1時間につき	無料	540円	270円
大山町大山野球場	1時間につき	540円	1,080円	810円
夜間照明施設	1時間につき	5,140円	10,280円	7,710円
大山町大山武道館(全面)	1時間につき	150円	320円	230円
〃 (半面)	1時間につき	70円	150円	110円
〃 照明施設	1時間につき	210円	210円	210円
大山町赤松体育館アリーナ(全面)	1時間につき	150円	320円	230円
〃 (半面)	1時間につき	70円	150円	110円
〃 照明施設	1時間につき	210円	210円	210円

名和総合運動公園器具使用料

名和総合運動公園器具使用料

区分	器具名	単位	使用料	
			町内	町外
陸上競技用器具	競技用器具等1式	1日1式につき	無料	3,140円
	トラック競技用器具	〃		320円
	ハードル競走用器具	〃		320円
	走幅跳・三段跳用器具	〃		320円
	走高跳用器具	〃		430円

区分	器具名	単位	使用料	
			町内	町外
陸上競技用器具	競技用器具等1式	1日1式につき	無料	3,080円
	トラック競技用器具	〃		310円
	ハードル競走用器具	〃		310円
	走幅跳・三段跳用器具	〃		310円
	走高跳用器具	〃		420円

	棒高跳用器具	〃	<u>530円</u>
	砲丸投用器具	〃	<u>320円</u>
	円盤投用器具	〃	<u>320円</u>
	ハンマー投用器具	〃	<u>320円</u>
	やり投用器具	〃	<u>320円</u>
サッカー用器具	サッカー用器具	〃	<u>320円</u>
野球用器具	野球用器具	〃	<u>320円</u>

	棒高跳用器具	〃	520円
	砲丸投用器具	〃	310円
	円盤投用器具	〃	310円
	ハンマー投用器具	〃	310円
	やり投用器具	〃	310円
サッカー用器具	サッカー用器具	〃	310円
野球用器具	野球用器具	〃	310円

(こうれいコミュニティーセンター条例の一部改正)

第5条 こうれいコミュニティーセンター条例(平成17年大山町条例第102号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表(第7条関係)					別表(第7条関係)				
室名	9:00~ 13:00	13:00~ 17:00	17:00~ 22:00	冷暖房1時 間当たり	室名	9:00~ 13:00	13:00~ 17:00	17:00~ 22:00	冷暖房1時 間当たり
研修室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	110円	研修室	750円	750円	1,080円	100円
調理実習室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	110円	調理実習室	1,080円	1,080円	1,620円	100円
図書室	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>770円</u>	110円	図書室	540円	540円	750円	100円
1階和室	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>770円</u>	110円	1階和室	540円	540円	750円	100円
2階会議室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	110円	2階会議室	1,080円	1,080円	1,620円	100円
2階和室	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>770円</u>	110円	2階和室	540円	540円	750円	100円
トレーニング室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	110円	トレーニング室	750円	750円	1,080円	100円

(大山町老人福祉センター条例の一部改正)

第6条 大山町老人福祉センター条例(平成17年大山町条例第109号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
室名	1回につき使用料単価			室名	1回につき使用料単価		
	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
集会室	<u>1,570円</u>	<u>1,570円</u>	<u>2,350円</u>	集会室	1,540円	1,540円	2,320円
会議室	<u>520円</u>	<u>520円</u>	<u>780円</u>	会議室	510円	510円	770円

(大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例の一部改正)

第7条 大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例(平成17年大山町条例第140号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前						
別表(第7条関係)					別表(第7条関係)						
(1) 各トレーニングセンター共通					(1) 各トレーニングセンター共通						
施設名	使用料(1時間につき)				施設名	使用料(1時間につき)					
	全面使用	施設使用料	町内	220円		アリーナ	全面使用	施設使用料	町内	210円	
町外			440円	町外	430円						
			混合	330円				混合	320円		
			目的外	3,300円				目的外	3,240円		
		照明使用料		880円			照明使用料		860円		
全面使用	施設使用料	町内	110円	半面使用	施設使用料	町内	100円				
		町外	220円			町外	210円				
		混合	160円			混合	150円				
		目的外	3,300円			目的外	3,240円				
		照明使用料		440円			照明使用料		430円		
(2) 名和農業者トレーニングセンター					(2) 名和農業者トレーニングセンター						
施設名	区分	使用料				施設名	区分	使用料			
		午前 9時～ 13時	午後 13時～ 17時	夜間 17時～ 22時	全日 9時～ 22時			午前 9時～ 13時	午後 13時～ 17時	夜間 17時～ 22時	全日 9時～ 22時
研修室	施設使用料	1,100円	1,100円	1,650円	3,850円	研修室	施設使用料	1,080円	1,080円	1,620円	3,780円
	冷・暖房使用料	1時間につき 110円	1時間につき 110円	1時間につき 110円	1時間につき 110円		冷・暖房使用料	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円
診断室/ 健康相談 室/会議 室	施設使用料	550円	550円	770円	1,850円	診断室/ 健康相談 室/会議 室	施設使用料	540円	540円	750円	1,820円
	冷・暖房使用料	1時間につき 110円	1時間につき 110円	1時間につき 110円	1時間につき 110円		冷・暖房使用料	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円	1時間につき 100円

	利用内容	量目	施設使用料
農産物加工	味噌加工	1工程	1,980円
		1工程(こうじ加工を除く)	880円
	こうじ加工	1工程	1,100円
	豆腐加工	1箱(24丁)	330円
	ジュース・ジャム・ケチャップ加工	1回	550円
	製粉	1キログラム	50円
	ポン菓子	1回	110円
	冷凍庫	1箇月(1キログラム)	110円
	真空包装	1袋	15円
	洗濯	1槽	770円
	洗濯物乾燥	1回	290円

	利用内容	量目	施設使用料
農産物加工	味噌加工	1工程	1,940円
		1工程(こうじ加工を除く)	860円
	こうじ加工	1工程	1,080円
	豆腐加工	1箱(24丁)	320円
	ジュース・ジャム・ケチャップ加工	1回	540円
	製粉	1キログラム	50円
	ポン菓子	1回	100円
	冷凍庫	1箇月(1キログラム)	100円
	真空包装	1袋	15円
	洗濯	1槽	750円
	洗濯物乾燥	1回	290円

(3) 中山多目的運動広場

区分	使用料 (1時間につき)	
町内	無料	
町外	1コート	110円
混合	1コート	50円

(3) 中山多目的運動広場

区分	使用料 (1時間につき)	
町内	無料	
町外	1コート	100円
混合	1コート	50円

(4) 大山農村運動広場

区分	使用料 (1時間につき)	
町内	無料	
町外	550円	
混合	270円	

(4) 大山農村運動広場

区分	使用料 (1時間につき)	
町内	無料	
町外	540円	
混合	270円	

(大山町大山農村環境改善センター条例の一部改正)

第8条 大山町大山農村環境改善センター条例(平成17年大山町条例第142号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
使用料(1回当たり)				使用料(1回当たり)			
区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	区分	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
集会室	1,100円	1,100円	2,200円	集会室	1,080円	1,080円	2,160円
談話室	550円	550円	770円	談話室	540円	540円	750円
婦人研修室	550円	550円	770円	婦人研修室	540円	540円	750円
研修室	770円	770円	1,100円	研修室	750円	750円	1,080円

農産加工室・ 実習室	1,100円	1,100円	1,100円
備考 1 冷房又は暖房を利用する場合は、1時間当たり110円を加算した額とする。 2 特殊な電灯又はガス等を利用する場合は、実費相当額を徴収する。			
	利用内容	量目	施設使用料 (1工程あたり)
農産物 加工	味噌加工	1斗	550円
		2斗	1,100円
		3斗	1,650円
		4斗	2,200円
	豆腐加工	1回(1 5丁)	220円

農産加工室・ 実習室	1,080円	1,080円	1,080円
備考 1 冷房又は暖房を利用する場合は、1時間当たり100円を加算した額とする。 2 特殊な電灯又はガス等を利用する場合は、実費相当額を徴収する。			
	利用内容	量目	施設使用料 (1工程あたり)
農産物 加工	味噌加工	1斗	540円
		2斗	1,080円
		3斗	1,620円
		4斗	2,160円
	豆腐加工	1回(1 5丁)	210円

(大山町中山農村活性化施設条例の一部改正)

第9条 大山町中山農村活性化施設条例(平成17年大山町条例第143号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前						
別表(第5条関係)					別表(第5条関係)						
施設名	区分	使用料(1時間につき)			施設名	区分	使用料(1時間につき)				
		全面使用	施設使用料	町内			全面使用	施設使用料	町内		
活性化センター	多目的ホール	全面使用	施設使用料	町内	150円	全面使用	施設使用料	町内	150円		
				町外	330円			町外	320円		
				混合	240円			混合	230円		
		照明使用料		220円	照明使用料		210円				
	半面使用	施設使用料	町内	80円	半面使用	施設使用料	町内	70円			
			町外	170円			町外	150円			
混合			120円	混合			110円				
照明使用料		220円	照明使用料		210円						
調理実習室	520円			調理実習室	510円						
多目的広場				町内	無料	多目的広場					
				町外	550円					町内	無料
				混合	270円					町外	540円
				混合	270円						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。